**平成２６年（フ）第１１９４号**
名古屋市南区呼続４丁目12番33号　パークハイツＡ棟２－５号
債務者　別府美江子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　裕喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１７６４号**
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―1113号、前住所堺市南区竹城台１丁２番17―209号
債務者　厚東　利昭
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幾波　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１２３号**
大阪市東淀川区柴島２丁目14番11号
債務者　安原　秀造
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１４１０号**
札幌市中央区南６条西17丁目２番22―602号
債務者　前田　義子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大類　街子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２５０号**
福井県鯖江市上鯖江１丁目15番19号
債務者　掃部　哲雄
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第８４号**
三重県志摩市阿児町鵜方874番地67
債務者　田中萬喜男
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２６年（フ）第２７４号**
大分市大字田尻1095番地の39
債務者　佐々木英夫
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木淳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第３４５号**
札幌市手稲区曙10条１丁目７番11号
債務者　赤穂津　好
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越前谷孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３４６号**
札幌市手稲区曙10条１丁目７番11号
債務者　赤穂津典子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越前谷孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９１４号**
札幌市白石区北郷４条４丁目11番１号
債務者　小川　永路
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３３号**
愛知県江南市赤童子町福住141番地
債務者　大島　浩一
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　一磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第７７号**
山口県山口市平井567番地の６、住民票上の住所山口県周南市大字下上2167番地の33
債務者　藤田　則子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中坪　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
山口地方裁判所周南支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第１３８７号**
札幌市中央区南７条西11丁目１番15―103号
債務者　鈴木明日香
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１４０５号**
札幌市東区東苗穂１条２丁目１番15号　スノーコーポ202号
債務者　福持　和夫
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１４９２号**
北海道石狩市花川南２条６丁目145番地
債務者　谷内　紘一
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１５０４号**
北海道石狩市花川北２条４丁目47番地
債務者　工藤　和恵
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１５７０号**
札幌市北区北36条西４丁目１番30号　ロイヤル36―206号
債務者　下浦　悟司
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部